

# 羽曳野市立古市小学校いじめ防止基本方針

R8年度  
羽曳野市立古市小学校

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1. 基本方針（理念）

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に大きな影響を及ぼすものである。いじめは、加害、被害という2者関係だけでなく、在校児童全ての児童の人権に関わる重大な問題である。また、いじめは、どの学校でも起こりうるものであることを認識すべき事案である。

全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず児童の気持ちに寄り添い、思いを重ねながら相談に応じることが大切である。その一貫した全教職員の姿勢と取組みが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになり、いじめを許さない校風をつくるものであると考える。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、全教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を育み、支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要である。さらに、全教職員自身が、するどい人権感覚と『ともに学びともに育つ』スキルを身につけることが求められていることを認識しなければならない。

また、学校だけで解決できる課題ではないことを認識する必要がある。児童は、それぞれの家庭や地域の中で育まれている。教職員・保護者・地域の方々と協働して、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さないおとなの意識を育成することにより、いじめを許さない校区教育文化をつくらなければならないと考える。

古市小学校は、学校運営方針の一つ目に、『古市小学校は、子どもたちのためにある』を掲げ、二つ目に、『古市小学校は、チームで運営する』としている。この二つの柱に基づき、児童の安全が確実に確保され、安心して通い、学びあえる学校づくりを一層構築するために、いじめ防止基本方針をここに定める。

## 2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれや集団による無視をされる
- ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品や所持品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやモバイル、携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 3. いじめ防止等の対策のための組織

### ①組織名

〔いじめ対策委員会〕 重大事案発生時に校長が招集する。

### ②構成員

校長・教頭・首席・教務部長・生指部長・学年代表  
・担任・学年教員・養護教諭  
(必要に応じ、羽曳野市子育て支援課相談員・羽曳野市 SC など)

### ③役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定について
- イ いじめの未然防止について
- ウ いじめの対応について
- エ 教職員の資質向上のための校内研修について
- オ 年間計画の企画と実施について
- カ 年間計画進捗のチェックについて
- キ 各取組の有効性の検証について
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直しについて

#### 4. 年間計画

| 羽曳野市立古市小学校 いじめ防止年間計画（小学校） |  |  |  |  |
|---------------------------|--|--|--|--|
|                           | 1年   | 2年   | 3年   | 4年   |
| 4月                        | 保護者への相談窓口周知<br>児童への相談窓口周知<br>家庭訪問<br>（家庭での様子の把握）<br>1年生を迎える会 | 保護者への相談窓口周知<br>児童への相談窓口周知<br>家庭訪問<br>（家庭での様子の把握）<br>1年生を迎える会 | 保護者への相談窓口周知<br>児童への相談窓口周知<br>家庭訪問<br>（家庭での様子の把握）<br>1年生を迎える会 | 保護者への相談窓口周知<br>児童への相談窓口周知<br>家庭訪問<br>（家庭での様子の把握）<br>1年生を迎える会<br>泣いた赤おに（道徳）     |
| 5月                        | あかるとあいさつ（道徳）<br>ペア交流   | およげないりすさん<br>（道徳）<br>ペア交流                                    | 貝がら（道徳）<br>ペア交流  | 友だちのしょうこ（道徳）<br>ペア交流   |
| 6月                        | 1学期いじめアンケート<br>めだかのめぐ（道徳）<br>古小まつり                           | 1学期いじめアンケート<br>古小まつり   | 1学期いじめアンケート<br>金色の魚（道徳）<br>古小まつり                             | 1学期いじめアンケート<br>山びこ村の二人（道徳）<br>古小まつり  |
| 7月                        | 保護者への相談窓口周知<br>児童への相談窓口周知<br>保護者懇談会<br>（学校での様子の伝達）<br>ペア交流   | 保護者への相談窓口周知<br>児童への相談窓口周知<br>保護者懇談会<br>（学校での様子の伝達）<br>ペア交流   | 保護者への相談窓口周知<br>児童への相談窓口周知<br>保護者懇談会<br>（学校での様子の伝達）<br>ペア交流   | 保護者への相談窓口周知<br>児童への相談窓口周知<br>保護者懇談会<br>（学校での様子の伝達）<br>クラスたいこう全員リレー（道徳）<br>ペア交流 |
| 9月                        | だれも見ていない（道徳）<br>ペア交流   | 水の広場（道徳）<br>ペア交流   | しんぱんは自分たちで<br>（道徳）<br>ペア交流                                   | わたしたちの町と福祉<br>休み時間の出来事（道徳）<br>ペア交流   |
| 10月                       | 運動会（集団づくり）<br>金のおの ぎんのおの（道徳）                                 | 運動会（集団づくり）<br>竹馬とーりん車（道徳）<br>たからものなあに（道徳）                    | 運動会（集団づくり）<br>ハロー、サンキュー（道徳）                                  | 運動会（集団づくり）<br>わたしたちの町と福祉<br>アイマスク体験<br>へらぶなつり（道徳）                              |
| 11月                       | こころはっぱ（道徳）   | つくえふき（道徳）  | みんなの学級会（道徳）  | わたしたちの町と福祉   |
| 12月                       | 保護者への相談窓口周知<br>児童への相談窓口周知<br>2学期いじめアンケート                     | 保護者への相談窓口周知<br>児童への相談窓口周知<br>2学期いじめアンケート                     | 保護者への相談窓口周知<br>児童への相談窓口周知<br>2学期いじめアンケート<br>ほかほかの言葉（道徳）      | 保護者への相談窓口周知<br>児童への相談窓口周知<br>2学期いじめアンケート                                       |
| 1月                        | くりのみ（道徳）   | ぐみの木と小鳥<br>（道徳）  | 絵葉書と切手（道徳）   | わたしたちの成長   |
| 2月                        | 3学期いじめアンケート  | 3学期いじめアンケート<br>公園のおにごっこ（道徳）                                  | 3学期いじめアンケート<br>パラリンピックにねがい<br>をこめて（道徳）                       | 3学期いじめアンケート<br>わたしたちの成長<br>ばんざい大きな花まる<br>（道徳）                                  |
| 3月                        | 新1年生を迎える会<br>お別れ集会<br>二わの小鳥（道徳）                              | お別れ集会  | お別れ集会<br>明るくなった友だち<br>（道徳）                                   | お別れ集会  |

|     | 5年   | 6年   | 学校全体  |
|-----|--|--|---|
| 4月  | 保護者への相談窓口周知<br>児童への相談窓口周知<br>家庭訪問<br>(家庭での様子の把握)<br>1年生を迎える会               | 保護者への相談窓口周知<br>児童への相談窓口周知<br>家庭訪問<br>(家庭での様子の把握)<br>1年生を迎える会 | 第1回 いじめ対策委員会<br>(年間計画の確認、問題行動調査結果を共有)<br>職員会議での問題行動報告<br>1年生を迎える会 |
| 5月  | すれちがい(道徳)<br>ペア交流  | 友達だからこそなやむこと(道徳)<br>ペア交流                                     | 「学校いじめ防止基本方針」の更新<br>職員会議での問題行動報告                                  |
| 6月  | 1学期いじめアンケート<br>いじめをなくすために(道徳)<br>古小まつり                                     | 1学期いじめアンケート<br>温かい行為が生まれるとき(道徳)<br>古小まつり                     | 第2回委員会(進捗確認)<br>職員会議での問題行動報告                                      |
| 7月  | 保護者への相談窓口周知<br>児童への相談窓口周知<br>林間(宿泊学習)【集団づくり】、保護者懇談会<br>(学校での様子の伝達)<br>ペア交流 | 保護者への相談窓口周知<br>児童への相談窓口周知<br>保護者懇談会<br>(学校での様子の伝達)<br>ペア交流   | 職員会議での問題行動報告  |
| 9月  | ひみつのグループトーク<br>(道徳)<br>ペア交流  | カラフルな工夫(道徳)<br>ペア交流  | 職員会議での問題行動報告  |
| 10月 | 運動会(集団づくり)<br>友のしょう像画(道徳)  | 運動会(集団づくり)<br>ロレンゾの友達(道徳)                                    | 第3回委員会(状況報告と取組みの検証)<br>職員会議での問題行動報告                               |
| 11月 | 森の絵(道徳)  | 修学旅行<br>(宿泊学習)【集団づくり】  | 職員会議での問題行動報告  |
| 12月 | 保護者への相談窓口周知<br>児童への相談窓口周知<br>2学期いじめアンケート                                   | 保護者への相談窓口周知<br>児童への相談窓口周知<br>2学期いじめアンケート                     | 職員会議での問題行動報告  |
| 1月  | くすれ落ちただん<br>ボール箱(道徳)   | 会話のゆくえ(道徳)<br>ブランコ乗りとピエロ<br>(道徳)                             | 職員会議での問題行動報告  |
| 2月  | 3学期いじめアンケート  | 3学期いじめアンケート  | 職員会議での問題行動報告  |
| 3月  | お別れ集会<br>世界に目を向けて ユニセフ親善大使 黒柳徹子<br>(道徳)                                    | 前を向いて(道徳)<br>お別れ集会<br>夢                                      | 第4回委員会(年間の取組みの検証)   |

## 5. 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

取り組みの進捗状況について意見交換を行い、方針を決める。さらに、いじめの対処がうまくいかないケースの検証や必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

## 6. 教職員の資質向上のための研修計画等

教職員の資質向上のために以下のことを行う。

- ① 人権感覚の育成のために毎年 1 回外部講師を招聘して研修を行う。
- ② 学校教育自己診断結果を効果的に活用し、共通認識を培う。
- ③ 児童アンケートを学期毎に実施し、結果を効果的に活用し、改善策を子ども支援委員会で協議する。
- ④ 各学級での課題を担当だけで取り込むのではなく、学年教職員集団で共有化し、常に学年として取り組みを推進することで OJT を活性化させる。

## 第2章 いじめ防止

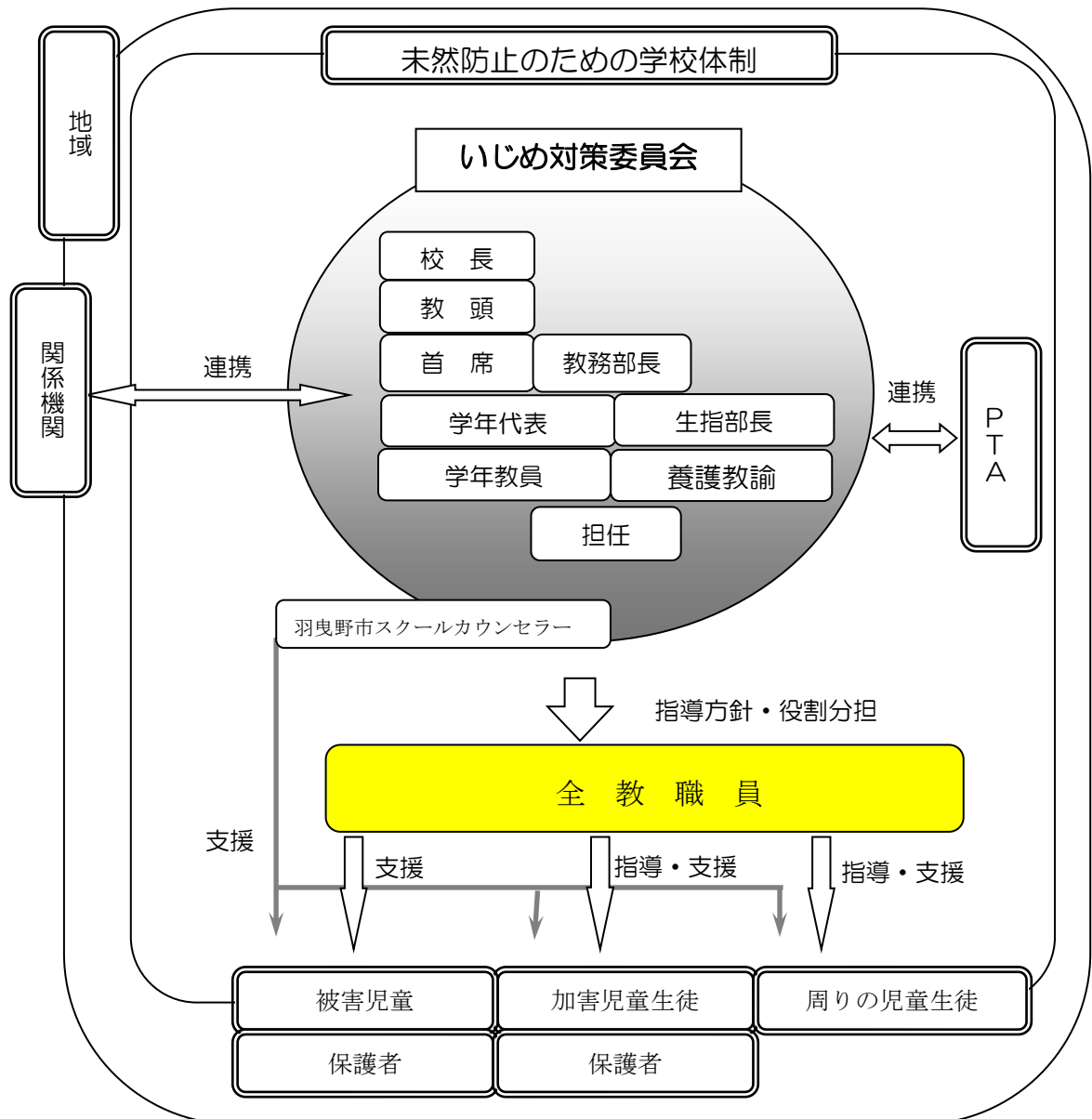
### 1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学年・学級自体が、徹底した人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。学校は、安心して学びあえる学校であり、居場所のある学級でなければならない。

そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、全教職員が共通認識を持って、総合的に推進する。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感情移入力を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的な取り組みを計画的に積み上げていくことが重要である。その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

【指導体制・教育相談体制】



2. いじめ防止のための取組み

(1) 平素から教職員自身がいじめに対する認識を深めるとともに、するどい人権感覚を身につけることを大切にする。加えて、一人で抱え込まず、学年・学校として情報の共有を行うものとする。

(2) 平素より児童に対して、自己有用感や自己肯定感を身につける取組みを推進し、いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、全教職員が共通認識を持って、児童の育みを総合的に推進する。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、常に、児童に寄り添い、児童の気持ちと重ねる指導を行う。また、児童一人ひとりが活躍できる人間関係づくりを積極的に推進する。加えて、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、あやまった指導がないように、教職員は、常に指導方法の振り返りを行うものとする。

## 第3章 早期発見

### 1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多いことを教職員自らが認識することは大切である。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することも認識する必要がある。

それゆえ、教職員には、何気ない児童の言動の中に危険信号が存在する可能性のあることや、児童の切なる心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、当たり前のことを当たり前に行えるよりよい集団にしていこうとする熱い思いと行動力が必要である。

### 2. 早期発見のための取組み

(1) 実態把握の方法として、学期ごとに児童アンケートをとり、児童の声を聞くとともに、アンケート期間に全ての教職員が各教室で、いじめについての講話を行い、学校として気づきやチェックを行うしかけとする。

(2) 教職員自身が常に学級児童・学年児童の状況を把握するとともに、保護者や地域住民からの情報提供をもらえる信頼関係を築くことを大切にする。

(3) 同じ学級・同じ学年の児童からの情報提供や相談事案に対して、教職員は常に寄り添いながら相談を受けることを大切にする。

(4) 校長自らが、児童・保護者・地域に対して、いじめを許さないメッセージを発するとともに全児童の顔と名前が一致し、常日頃の一人ひとりの状況を知るとともに、保護者から安心して相談される状況をつくりだす。

## 第4章 いじめへの対処

### 1. 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であり、安心して学校に登校できる状況を可能な限り早急に条件整備・環境整備をする。また、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合も多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的計画的な指導が必要である。いじめを

受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、(別紙)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

## 2. いじめ認知後における取組み

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、全教職員と事象の共有化を図る。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年教職員および生活指導部長と管理職に報告し、事実関係の把握・情報収集・事実確認・報告・対応策の検討を行う。いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会事務局に報告し、今後の方針を伝えるとともに教育委員会より指示を受ける。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、電話連絡で済ますのではなく、家庭訪問等により直接会って丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めらる。

## 3. いじめられた児童又はその保護者への支援

(1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーや羽曳野市役所子育て支援課の協力を得て対応を行う。

## 4. いじめた児童への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うとともに、必ず複数教職員で聴取するなどの配慮を行う。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者に事実の経過を報告するとともに協力を求める。また、継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーや羽曳野市子育て支援課の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

## 5. いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。運動会や文化祭、遠足等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係をつくっていくことができるよう適切に支援する。

## 6. ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) 情報モラル教育を進めるため、社会で起きている出来事に関心を持ち、周りに溢れている情報を選択する力を育成する機会を設ける。

## 第5章 その他

### 1. いじめ防止基本方針の周知と見直しについて

毎年4月のPTA総会及び9月の学校運営方針説明会において、このいじめ防止基本方針については、周知する。加えて、学校ホームページにおいても掲載する。また、学校協議会及びPTA運営委員会において学校における現状報告を行うとともに見直しの提案について協議を行うものとする。

また、児童意見については、学期毎のアンケートの状況を勘案しながら見直しに着手するものとする。

## いじめ重大事態の対応に関して

### 1. いじめ重大事態

#### <定義>

- いじめにより生命、心身および財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（法28条第1項第1号）<生命・心身・財産重大事態>
- いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（同第2号）<不登校重大事態>
  - ※ 不登校の基準の年間30日を目安にしている。一定期間連続して欠席している場合は、30日に満たなくても迅速に調査に着手する必要がある。
  - ※ 重大事態の「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

#### <重大事態と扱われた例>

- ① 児童が自殺を企図した、自殺をした場合
- ② 心身に重大な被害を負った場合
  - リストカットなどの自傷行為を行った。
  - 暴行を受け、骨折した。歯が折れた。
  - 投げ飛ばされて脳震盪となった。
  - カッター等で刺された。刺されそうになった。
  - 心的外傷後ストレス障害と診断された。
  - 嘔吐や腹痛などの心因的身体反応が続く。
  - 多くの児童の前でズボンと下着を脱がされた。

- わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- わいせつな画像を送信するように強要された。
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
  - 金銭を要求され数万円渡した。
  - スマートフォンを壊された。
- ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
  - 欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した。

## 2. 学校の基本的姿勢

(1) いじめを受けた児童やその保護者のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たる。

- 学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童・保護者に対して調査結果について適切に説明を行うこと。
- 学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識すること。全容解明、当該いじめ事案への対処及び同種の事案再発防止が目的であることを認識すること。
- 特に、自殺事案の場合、学校外のことで児童が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまでに学校が気づき救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、学校は適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有しているということを認識すること。
  - ※ 不幸にして自殺が起きてしまった場合の初期対応として、「子供の自殺が起きた時の緊急対応の手引き」（文部科学省 H22 年 3 月）、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（文部科学省 H21 年 3 月）等を参照すること
  - ※ 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、管理職や対策組織に報告を行わないことは、法第 23 条第 1 項に違反することになる。

## 3. いじめ重大事態の発生報告

(1) 学校は、重大事態が発生した場合（疑いがあると認められるとき、児童・保護者からの申立てがあったときも含む）、速やかに羽曳野市教育委員会（以下、市教委と表記）に、重大事態が発生した旨を報告する義務がある（法第 29 条から第 32 条）。市教委から市長へ報告する。（法第 30 条第 1 項）

(2) 学校が市教委に報告することにより、指導主事、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー（SSW）等の支援者を派遣される。（重大事態を報告しない、或いは遅れることで、事態のさらなる悪化につながる）

#### 4. いじめ重大事態の調査

(1) 調査の主体は、学校が主体となるか、市教委等（市長部局の場合もある）が主体となるかの判断は、市教委が判断する。その際、第三者のみで構成する調査組織とするか、学校や市教委を中心とした組織に第三者を加える体制とするかなど、組織体制についても適切に判断する。

※第三者：弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者

(2) いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に解明することが大切。因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査し、再発防止につなげることが求められる。

(3) 調査に関しては、速やかに実施する（時間が経過することで記憶があいまいになったり、まわりに影響され、事実関係の把握や整理に大きな困難を生じる）。

(4) 被害児童・保護者、在籍児童、教職員等にアンケートや聞き取り調査を行う。

(5) 加害児童からもいじめの事実関係について意見を聴取し、公平性・中立性を確保する。

(6) 学校は、調査結果およびその後の対応方針について、市教委及び市長等に報告・説明する。（市長等へは、市教委から説明・報告する場合もある）